○関東地方整備局告示第三百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
甲府市富竹二丁目五三一番七から同市上富竹二丁目四九八番七まで	前	一七・五三～一七・五三	甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで
	後	四七・四八〇（キロメートル）〇・二二五～四七・四八〇（キロメートル）〇・二二五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	備考
十八号	上田市上田字中村二〇〇九番一から同市字秋葉裏二五一九番四まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

供用開始の期日　平成二十八年十月二十四日

○関東地方整備局告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十八号	上田市上田字中村二〇〇九番一から同市字秋葉裏二五一九番四まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月二十五日

○北陸地方整備局告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	百五十九号	かほく市木津ロ二一番四から同市木津ロ三二番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月二十五日

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
かほく市木津ロ二二番一から同市木津ロ三四番五まで	前	七・六〇～一九・八〇（キロメートル）〇・一五七	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
	後	七・六〇～一九・八〇（キロメートル）〇・一五七	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	備考
百五十九号及び二百四十九号	かほく市木津ロ二二番四から同市木津ロ三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十八年十月二十四日

○四国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号